

シンポジウム「建築専門技術者資格制度の新しい仕組みを考える」傍聴録

(一社)建築設備技術者協会が主催する標記のシンポジウムは、3月3日、文京区の「すまい・るホール」で開催されました。主催者の川瀬貴晴会長は、催しの企画主旨を「省CO₂、省エネルギー化対応など社会的な要求が変化し、建築業界は『これからの社会にふさわしい専門資格のあり方』を検討する必要がある」としました。基調講演では、芝浦工業大学・南一誠教授が、委員長として日本建築学会の特別調査委員会でもとめた「市民と専門家が協働する成熟社会の建築・まちづくり」の内容が説明されました。その中で、建築基準法は、制定時官主導規制型で行われていたが、成熟社会になり、専門家による高度化した技術での社会貢献を求めると、転換してきている。委員会では、設備関係については「建築における『環境』と『設備』のあるべき姿と法整備」「法に係わる環境・設備の課題と展望」などが討議された。建築士に権限が過度に集中している状況を改め「建築以外の分野からも人材を広く集められる制度にする必要がある」とされた。また、(公社)日本建築士会連合会、(一社)日本建築士事務所協会連合会、(公社)日本建築家協会など、建築五会「建築社会システム検討会」で、専門家の資質確保・向上に資する資格制度の見直しとして、「国際的技術者制度との整合性」「建築設備士が設備設計・工事監理を行っている実態に合わせた制度に」などが、国の社会資本整備審議会に諮問されたことを説明しました。

その後、建築設備技術者協会の基本問題検討委員長の伊東民雄氏が「建築設備士のあるべき姿」を訴え、日本建築士事務所協会連合会の三栖邦博会長は「設計・工事監理契約の締結と果すべき責務」について、建築三会が共同提案をまとめたことを説明。日本建築士会連合会の三井所典典会長は「建築設計に係わる専門分野の明示について」を解説し、映画の終わりにスタッフが全員表示されるように、関係する専門分野の明示が大事とした。我われ設備設計者の代表である(一社)日本設備設計事務所協会の西田能行会長は、現状の法体系と建築三会の共同提案において、公共建築設計での設備設計事務所の受注への懸念と影響を表明。建築設備技術者協会の元会長を務めた牧村 功氏は、建築設計業務の専門分化、JABMEE認定教育プログラムなど、資格制度・社会システム構築のための条件を主張しました。最後に講演されたのが、ご自身が東大建築科を卒業して一級建築士であり、建築関係法規の専門家として国交省の各種委員会で特異な存在である弁護士 大森文彦氏が、建築の設計業務委託は「準委任契約か」「請負契約か」を問い、「準委任契約」なら善管注意(善良な管理者の注意)義務だとする、法律からの見方を解説しました。

休憩を挟み、これらの講演を受けてのパネルディスカッションが行われました。日建設に籍を置く三栖会長は「社内では設備の人をパートナーだと思っている」「設備の人に資格がないのは疑問」としました。三井所会長は「建築はチームでやっていくもの」とし、ご自身が担当した物件では、「設計者だけでなく施工を担当した大工さんに至るまで関係した1000人の人たちをエッチングして記録した」とを伝えました。建築に携わる人にとっては、仕事への遣り甲斐と大きな喜びにつながる素晴らしい考え方だと感銘を受けました。西田会長は設備事務所の資格問題に触れ「地方の設計では事務所登録が必要ないものは30%。ちゃんと仕事をするために事務所登録が必要」と訴えるとともに、「下請業務では業務委託料が3分の1しか貰えない」ことも明らかにしました。その後、南教授は「日本では、学校教育の建築学科の中に構造・設備があり、正しい選択だった。しかし設備設計が報われていない。資格を与えるべきであり、それを早く直し易い制度にしないとイケない」と力説しました。

閉会の挨拶で川瀬会長は「設備資格の話は、今までは設備関係者の内輪の会だった。今後は毎年、このような会を計画したい」としました。この言葉を西田会長は「今日、三栖会長や三井所会長が出席してくれたのは重要なこと。皆で両人を拍手で送ろう!」としました。これに対し三井所会長は、「明日、建築関係団体の集まる機会がある。個人では理解していても、大勢を巻き込んだ話し合いが持たれることで、変わっていくことが期待される!!」と結びました。この度の会は、設備技術者にとって胸のつかえの晴れるような快いものになりました。

委員会の報告

2月21日発行の「協会だより54号」以降の各委員会では、次のような活動、審議、報告を行いました。

<総務委員会>

1. 第3回定時総会の検討
2. 平成26年度の事業計画案・収支予算について
3. 日設事協の地区代表者会について
4. 平成25年度の収支・執行状況について
5. ホームページの情報更新

<業務環境改善委員会>

1. 平成26年度のオープンデスク制度について
2. 建築設備士賠償責任保険について
3. 平成26年度の消防設備士試験準備講習会の検討
4. 平成26年度の賛助会員企業の商品見学会の検討
5. BIMについて

●正会員事務所の実態調査について●

当協会は、このたび正会員に向け、各事務所の基礎的データの調査アンケートを実施しました。この調査により正会員事務所の実態を正確に把握するとともに、これを基に今後の協会運営、活動への活用、行政機関など関係先に働きかけるための基礎データとさせていただきます。調査内容は会社名、住所、E-mailアドレス、代表者など基礎的事項のほか、一級建築士事務所登録の有無、業務内容、官民比率や元請・下請けなどの受注内訳、電気・機械・CAD技術者などの所属数、各種資格者数、使用CADソフトウエア、最近の建築設備設計業界の問題などとなっています。調査票は4月末日までに回答するよう求めています。

●自民党 議連設計監理勉強会

土法改正の叩き台作成と日設事協 調査

日刊建設通信新聞(2月20日)によれば「自民党建築設計議員連盟は建築士法改正案の叩き台を作成することを決めた。同連盟は今後、建築三会と関連5団体(日本建築構造技術者協会、日本設備設計事務所協会等)、国交省などと調整に入る。建築三会は「建築物の設計・工事監理の業の適正

<環境・技術委員会>

1. 次年度に向けた環境配慮実測データの収集について
- <事業委員会>

1. 平成26年度の委員会の計画と検討

<広報・情報委員会>

1. 会誌MET19号に向けての検討
2. 協会だより55号への情報収集

<賛助会>

1. 協会の最近の動きについて
2. 賛助会運営委員会の新年度委員と活動について
3. 勉強会について

化及び建築主等への情報開示に関する共同提案」を提出。これまで書面による業務契約の締結の義務化、管理建築士の責務の明確化、無登録業務の禁止など11項目を要望してきた。第3回となる設計監理等適正化委員会では、日設事協が「無登録業務の禁止の実効化に当たっては設備設計事務所を対象外にするよう明確にしたい」と要望。これを受け同委員会の山本座長は「設備の重要性が高まる中で、今回の土法改正において建築設備士という言葉を書き入れるべき」とした上で「建築設備士」の文言を入れる方向で調整する方針を示した」と、建築設備士資格に明るい兆しが見えたことを伝えました。一方、日設事協は会員に向け、共同提案に対するその及ぼす影響についての調査を行い、結果を発表。その中で「無登録業務の禁止の実効化」は、会員の約63%が何らかの影響を懸念しているとし、「建築士でなければできない設計又は工事監理業務以外の、設備改修工事図面の作成又は工事監理業務、及び建築士の補助業務としての設備設計図書の作成又は工事監理を行う設備設計事務所については、無登録業務の禁止の対象外である」旨の補足説明が必要とする提案をしたことが分りました。

●マンション向け 割安電力相次ぐ●

日本経済新聞(2月26日)によれば「マンション向けに電力を割安な料金で供給する事業が相次いでいる。東電が送った電気をマンションの管理会社や管理組合がまとめて買い各世帯に配ることで通常より5%ほど安くなる。割安な電力の供給は三菱商事などが出資する中央電力、NTTファシリティーズ、長谷工グループなど手掛け、このたび東電も参入した。今の法律では大手電力しか家庭に電力を送れないが、まとめ買いた電力をマンション内に配るだけなので規制の対象外となる。電気料金は、東電の場合、kW時当たり企業向けの「高圧」が約20円、家庭向けの「低圧」が約25円で約5円の差がある。割安な供給では1~1.5円分を各世帯の料金下げにあて、3.5~4円分を変圧器の費用、検針費、事業者の利益などに回す。マンション共有部の電気料金に充てることも想定する」としています。

●2050年までに温室ガス40~70%減必要 IPCC報告書案●

朝日新聞(3月18日)によれば「地球温暖化による環境の変化を避けるには、2050年までに世界の温室効果ガス排出量を10年に比べ40~70%減らさなければならない」とする気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の最終報告書案が、4月にドイツの会合で承認される。報告書案によると、世界の温室効果ガスの排出量は人口増と経済成長を背景に00年以降加速。大気中の濃度は過去最も高い約400ppmまで上昇した。国際交渉で合意されてきた産業革命前と比べ気温の上昇を2℃以内に抑えるために、今世紀末の濃度を480ppm以下に抑える必要性を指摘し、2050年までに必要とする削減量を示した。重要対策として位置付けたのが最大の排出源になっているエネルギーの供給分野だ。当面は、石炭火力発電所を天然ガス発電所に置き換えながら、太陽光や風力などの再生可能エネルギーや原子力といった低炭素エネルギーの比率を3~4倍拡大させる必要性を強調した」と伝えました。

●建築物の省エネ 新たな性能表示制度を創設●

熱産業経済新聞(3月25日)によれば「国交省は、平成25年10月に取りまとめられた『非住宅建築物に係る省エネルギー性能の表示のための評価ガイドライン』を基に、(一社)住宅性能評価・表示協会が検討を行い、非住宅建築物に係る1次エネルギー消費量について、第三者機関が客観的に評価し表示を行う新たな「建築物に係る省エネルギー性能表示制度(BELS)」を創設、4月25日から運用する。評価結果は評価書として交付されるほか、建築物にプレート又はシール等により表示を行うこともできる。同制度に基づく評価を実施する者は、一定の資格(一級建築士、建築設備士など)を有し、かつ、建築物の省エネルギー性能等に関し知見を有するものとして、評価協会が指定する(一財)建築環境・省エネルギー機構が実施するBELS評価員講習の課程を修了することが必要」と、建築設備士の業務拡大につながる新たな制度ができたことが分りました。

●東電・東ガス共同検針 スマートメーター活用●

日本経済新聞(3月26日)によれば「東京電力と東京ガスは家庭向けの自動検針で提携する方針を固めた。東電は一般家庭で約2000万件、東ガスは約1000万件の顧客を持ち、それぞれ4500人、1500人の検針員が別々に訪問し使用量を調べている。2015年に共同検針の実証実験を始め、16年に実地導入する。東電が14年から家庭への設置を始めるスマートメーターや無線技術を活用する。東電がガスと電力の検針データを、光ファイバー網などを通じて一括収集した後、ガス分だけを東ガスに渡す。ガスのデータは暗号化し、東電側に見られないようにする。電力・ガス市場は16年にも小売りの全面自由化が見込まれる。両社は直接競合しない検針業務の合理化では手を組み、コスト競争力を高める」と、検針業務ではエネルギー企業同士が提携することを伝えました。

●京都議定書「成功せず」IPCC報告書案●

日本経済新聞(4月3日)によれば「世界の科学者らが地球温暖化の防止策をまとめる新たな報告書の最終原案で、先進国に温暖化ガスの削減を義務付けた京都議定書は「成功とはならなかった」と評価していることが明らかになった。最終原案では京都議定書について「参加国は削減目標を達成した一方、先進国の排出も急増した」と記している。世界全体の温暖化ガスの排出量は10年までの10年間の平均で年2.2%増え、00年まで30年間の年1.3%増を上回ったという。米国や中国など主要排出国が参加しない取り組みには限界があると科学的に認められることになる。報告書はIPCCがドイツで開く総会までにまとめる」と、何とも悩ましい評価が伝えられました。

●新規加入会員のご紹介●

	社名	業種
正会員	(株)永設計	空調・衛生・電気

●第3回定時総会の予定●

第3回定時総会が5月29日(木)15:00より、飯田橋のインテリジェントロビールコで開催されます。平成25年度の決算承認を求めるとともに、新年度となる平成26年度の事業計画と予算が説明されます。また、定時総会後には、賛助会総会、会員交流会も予定されています。多くの方の参加を希望します。